

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に採用され、B所在の同社C支社（以下「会社」という。）に配属され、交通誘導警備の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、本来二人で行う現場を一人で行ったため、誘導作業をきりきり舞いしながら行うこととなり、急な方向転換をして膝を回し、その日以降、現場に回行ったが、足の疲労が両膝とふくらはぎの激痛に至り、歩行困難となり、かつ、膝の屈伸、正座が不可となったとしている。

請求人は、同年〇月〇日、D診療所に受診し、「両側変形性膝関節症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日に、二人で行うはずの交通誘導業務を一人で行ったこと、看板や看板を留めるサンドバックが約20kgもあること、ゴムの付いたカラーコーン等を運んだこと及び平成○年からは一人で作業することが多くなり、坂道や雪道の現場を走ることがあったこと等により、両膝に負担がかかり負傷した旨主張するため、以下検討する。

(2) まず、労災保険において、関節等の運動器官に過度の負担が加わることによって局部に病的状態を生ずる疾病については、重量物を間断なく扱う港湾荷役作業等の重筋作業にかかる業務又はこれに匹敵する程度の身体局所に過度の負担が急激にあるいは持続的に加わるような重激な業務に従事していた場合等の要件を満たすときに、業務上の事由により発症したと推定されるものとなっている。

しかしながら、請求人が従事した業務内容について、一件記録を精査するも、これらの業務に匹敵するような重激な業務等に当たるとは認められない。

(3) 請求人の本件疾病について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「既往から変形性膝関節症があり、(平成○年○月○日撮影の)エックス線写真上軟骨は消失している。発症の起転としても明らかな災害・外傷等なく、労働災害による発生とは考え難い。」と述べている。

また、F医師も、平成○年○月○日付け意見書において、請求人に変形性膝関節症の既往歴があったことを認めている。

(4) 以上のことから、請求人は本件疾病を元々有していたものであり、日常生活

においていつでも当該疾病に係る症状が出現する蓋然性は高いものと考えられ、仮に請求人の主張するような作業動作により痛み等の症状が発症したとしても、それは単に機会原因に過ぎないものであり、当審査会としては、本件疾病は業務との相当因果関係は認められず、業務上の事由によるものは認められないものと判断する。

(5) なお、その他の請求人の主張及び審査資料を改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

4 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。